

◎新潟県人事委員会告示第1号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる個人情報を定める告示（平成17年7月新潟県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正し、平成29年2月7日から適用する。

平成29年2月7日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
口頭により開示請求をすることができる個人情報の項目		口 頭 に よ り 開 示 請 求 を す る こ と が で き る 期 間	口 頭 に よ り 開 示 請 求 を す る こ と が で き る 場 所	口頭により開示請求をすることができる個人情報の項目		口 頭 に よ り 開 示 請 求 を す る こ と が で き る 期 間	口 頭 に よ り 開 示 請 求 を す る こ と が で き る 場 所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
職員採用試験(大学卒業程度) 職員採用試験(短大卒業程度)	第1次試験の不合格者に係る第1次試験の種目別得点、総合得点及び順位	第1次試験の合格発表日から1か月間	人事委員会事務局総務課	職員採用試験(大学卒業程度) 職員採用試験(短大卒業程度)	第1次試験の不合格者に係る第1次試験の種目別得点、総合得点及び順位	第1次試験の合格発表日から1か月間	人事委員会事務局総務課
職員採用試験(高校卒業程度) 市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験 市町村立義務教育諸学校栄養職員採用試験	第2次試験の受験者に係る第1次試験の種目別得点、総合得点及び順位並びに第2次試験の種目別得点、総合得点及び順位(ただし、第3次試験を実施する場合は、第2次試験の不合格者のみを対象とする。)	最終合格発表日から1か月間 (第3次試験を実施する場合は、第2次試験の合格発表日から1か月間)		職員採用試験(高校卒業程度) 市町村立小中特別支援学校事務職員採用試験 市町村立小中特別支援学校栄養職員採用試験	第2次試験の受験者に係る第1次試験の種目別得点、総合得点及び順位並びに第2次試験の種目別得点、総合得点及び順位(ただし、第3次試験を実施する場合は、第2次試験の不合格者のみを対象とする。)	最終合格発表日から1か月間 (第3次試験を実施する場合は、第2次試験の合格発表日から1か月間)	
	第3次試験の受験者に係る第1次から第3次までの各試験の種目別得点、総合得点及び順位	最終合格発表日から1か月間			第3次試験の受験者に係る第1次から第3次までの各試験の種目別得点、総合得点及び順位	最終合格発表日から1か月間	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)